

古物営業法（昭和二十四年法律第八百八号）並びに古物営業法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十六号）附則第四条第二項及び第六条の規定に基づき、古物営業法施行規則を次のように定めることとする。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)
第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第三条までに規定する罪

五百条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る）、第九十六条の六第一項、第一百三条、第一百四条、第一百五条の二、第一百七十五条、第一百七十七条第一条第一項若しくは第三項、第一百七十九条第二項、第一百八十条（第一百七十七条第一項及び第三項並びに第一百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百八十一項第二項（第一百七十七条第一条第一項及び第三項、第一百七十九条第二項並びに第一百八十条に係る部分に限る。）、第一百八十二条第三項、第一百五十五条から第一百八十七条まで、第一百四十九条、第二百一一条、第二百三条（第一百四十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十三条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四项前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十二条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）若しくは第二百三十六条に係る部分に限る。）

六 職業安定法（昭和二十一年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条第一号、第一号の二（第三十条第一項、第三十二条の六第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項に係る部分に限る。）、第四号、第五号若しくは第十号又は第六十六条第一条若しくは第三号に規定する罪

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又は第二項（第三十四条第一項第四号の二、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。）に規定する罪

八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の人から第十号の十まで、第一百九十八条第一号、第三号、第三号のみ、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第一百九十八条の四、第一百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第一百九十八条の六第一

四 法律第六十号)に規定する罪
五 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和
五年法律第九号) 第二条(刑法第二百三十六
条及び第二百四十三条(第二百三十六条に係
る部分に限る。以下この号において同じ。)
に係る部分に限る。)、第三条(刑法第二百三
十六条及び第二百四十三条に係る部分に限
る。)又は第四条(刑法第二百三十六条に係
る部分に限る。)に規定する罪
六 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九
号) 第百七十七条又は第百八十八条第一項(第六
条及び第五十六条に係る部分に限る。)に規
定する罪

三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年）に規定する罪

に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一号（第一百四十九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第一百五十五条の七に係る部分に限る。）、

（第一百六条の十第四項及び第一百六条の三第三項
（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第
四項において準用する場合）を含む。）及び第
百五十六条の五の五第三項に係る部分に限
る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の
三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の
十四、第六十三条の五第一項、第六十三条第八
項（第六十三条の三第二項において準用する
場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六
十三条の十一第二項において準用する場合を
含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条
の三十一第一項、第六十六条の五五四第一項
及び第一百五二条の五第一項に係る部分

及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五

十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条第二号又は第六十三条第三号に規定する罪

十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪

十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三十四条第一号に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百四十五和第三号又は第二百四十六条第一号（第二百九

三号に規定する
十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五
号）第七十七条第三号又は第四号に規定す
る罪

十二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪

十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条第二号又は第五十八条第三号に規定する罪

十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七条第一項第一号若しくは第三号又は第五十条第一項第一号、第二号（第十一条第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第

又は第一百四条第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定す

号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪十 大麻取締法（昭和二十三年法律第百一十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第一百十二条第一号、第二号（第三十一条第一項、第五十五条第一項及び第六十条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項

(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）

(28) 第九百七十条第四項に規定する罪

性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

組織的犯罪处罚法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第一百四十条第一号、第一百四十二条第一号、第一百四十二条第一号、第一百四十八条第五号、第一百四十九条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第一百五十一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

著作権等管理事業法（平成十二年法律第一百三十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

使済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百三十八号第四号若しくは第五号又は第一百四十条第二号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第三十二条第一号（第十四条第二項に係る部分に限る。）第三十二条第一号又は第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪

裁判外紛争解决手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二

又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。

(許可の申請)

第一条の三 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

法第五条第一項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に許可申請書を提出する場合においては、主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の許可申請書を提出しなければならない。

法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 最近五年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げるる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第九条の二第三項第一号及び第二十二条第三項第二号において同じ。）

ロ 法第四条第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

ニ 未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（古物商又は古物市場の相続人である未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに古物営業に係る営業所又は古物市場の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、そ

(古物の区分)	第二条 法第五条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める区分は、次のとおりとする。
一 美術品類（書画、彫刻、工芸品等）	二 衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）
二 時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）	三 自動車（その部分品を含む。）
四 自動車（その部分品を含む。）	五 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品を含む。）
六 自転車類（その部分品を含む。）	七 写真機類（写真機、光学器等）
八 事務機器類（レジスター、タイプライタ、計算機、暗記機、ワードプロセッサー、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）	九 機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具等）
十 道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物等）	十一 皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）
十二 書籍	十三 金券類（商品券、乗車券及び郵便切手並びに古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）第一条各号に規定する証票その他物をいう。）
（取引の申込み等に係る通信手段）	（取引の申込み等に係る通信手段）

第三条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第二号又は別記様式第三号のとおりとする。（許可証の再交付の申請）	第四条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第四号の再交付申請書を提出しなければならない。
第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更予定期年月日及び変更事項とする。	第六条 法第七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。
第七条 法第七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。	第八条 法第十一条第一項又は第三項の規定による届出書を提出しなければならない。
（取引の申込み等に係る通信手段）	（競り売りの届出）

第二条の二 法第五条第一項第六号及び第十条第三項の国家公安委員会規則で定める通信手段は、取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段とする。（許可証の様式）	第九条 法第十一条第一項又は第三項の規定による届出書を提出する場合（同条第三項の規定により同一の営業所又は二以上の古物市場を有する者にあっては、当該営業所又は古物市場のうちいづれか一の営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から十四日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合には、二十日）以内に、一通の届出書を提出しなければならない。
（取引の申込み等に係る通信手段）	（競り売りの届出）
（取引の申込み等に係る通信手段）	（競り売りの届出）
（取引の申込み等に係る通信手段）	（競り売りの届出）

第三条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第二号又は別記様式第三号のとおりとする。（許可証の再交付の申請）	第四条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第四号の再交付申請書を提出しなければならない。
第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更予定期年月日及び変更事項とする。	第六条 法第七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。
第七条 法第七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。	第八条 法第十一条第一項又は第三項の規定による届出書を提出しなければならない。
（取引の申込み等に係る通信手段）	（競り売りの届出）

（古物の競りあつせん業者に係る営業開始の届出書の様式は、別記様式第十一号の二のとおりとする。）

（古物競りあつせん業の廃止又は変更の日から十四日（当該届出書に登記事項証明書を添付する場合においては、當業の本

(記録の作成及び保存)

第十九条の三 古物競りあつせん業者は、古物の売買をしようとする者のあつせんを行ったときは、次に掲げる事項について、書面又は電磁的方法による記録を作成するよう努めなければならない。

一 あつせんに係る古物に関する事項について、書面又は電磁的方法回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供した年月日

二 あつせんの相手方を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供したもの

三 あつせんの相手方が当該古物競りあつせん業者によるあつせんのため当該古物競りあつせん業者が記録することに同意した上であらかじめ申し出た事項であつて、当該相手方の真偽の確認に資するもの

四 古物競りあつせん業者は、前項の記録を作成の日から一年間保存するよう努めなければならない。

第十九条の四 法第二十一条の五第一項の認定を受けようとする古物競りあつせん業者は、営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人においては、その代表者の氏名

二 第九条の二第四項各号に掲げる事項

三 営業を開始した日

四 前項の認定申請書の様式は、別記様式第十六号の二のとおりとする。

五 第一項の規定により認定申請書を提出する場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

六 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ロ 次条第二号から第六号までに掲げる者のいざれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 最近五年間の略歴を記載した書面

イ 業務を行う役員に係る第九条の二第三項

第一号に掲げる書類

口 業務を行う役員に係る前号に掲げる書類

三 業務の実施の方法が第十九条の六に規定する基準に適合することを説明した書類

四 古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由

五 法第二十二条の五第一項の認定を申請することは、法第二十二条の五第一項の認定を申請することはできない。

六 営業を開始した日から二週間を経過しない者

二 刑法第二編第三十六章から第三十九章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 法第四条第三号又は第四号に掲げる者

四 法第二十三条若しくは第二十四条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受け、当該処分の日から起算して五年を経過しない者(当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日若しくは弁明の機会の付与の通知がなされた日又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続が行われた日前六十日以内に当該法人の業務を行う役員であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。)

五 法第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日若しくは当該取消しをしないことを決定する日までの間又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続を行つた者で、当該返納の日又は当該手続を行つた日から起算して五年を経過しないもの

六 第十九条の十第一項又は第十九条の十四第

一 项の規定により認定を取り消され、当該取

消しの日から起算して二年を経過しない者

(認定を取り消された者が法人である場合に

おいては、当該取消しに係る聽聞の期日又は場所が公示された日前六十日以内に当該法人の業務を行う役員であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

七 法人で、その業務を行う役員のうちに前五号のいずれかに該当する者があるもの

(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

八 次に掲げる事項をあつせんの相手方が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供すること。

九 古物競りあつせん業者(日本国内に在る者を含む者)と、あつせんの相手方とするものに限る。)を外國において當む者(以下「外国古物競りあつせん業者」という。)にあつては、日本国内に住所又は居所を有する者のうちから警察本部長等との連絡の担当者(以下「連絡担当者」という。)一人を選任すること。

十 次年法律第三百三十一号の規定により押収を受けることがあること。

十一 古物競りあつせん業者(日本国内に在る者を含む者)と、あつせんの相手方とするものに限る。)を外國において當む者(以下「外国古物競りあつせん業者」という。)にあつては、日本国内に住所又は居所を有する者のうちから警察本部長等との連絡の担当者(以下「連絡担当者」という。)一人を選任すること。

十二 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十三 年法律第三百三十一号の規定により押収を受けることがあること。

十四 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十五 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十六 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十七 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十八 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十九 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十一 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十二 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十三 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十四 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十五 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十六 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十七 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十八 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十九 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十一 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十二 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十三 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十四 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十五 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十六 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

五 前号の通報をした者の連絡先が明らかな場合にあつては、当該通報を受けてとつた措置(措置をとらないこととした場合はその旨)を当該通報をした者に通知すること。

六 営業時間外において警視監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)から連絡があつた場合において、当該連絡があつたことを十五時間以内に了知するための措置を講じていること。

七 盗品等である古物のあつせんの申込みを禁止すること。

八 次に掲げる事項をあつせんの相手方が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するこ

と。

九 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十一 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十二 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十三 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十四 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十五 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十六 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十七 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十八 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

十九 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十一 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十二 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十三 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十四 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十五 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十六 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十七 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十八 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

二十九 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十一 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十二 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十三 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十四 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

三十五 古物競りあつせん業者に係る認定の通知等

（認定古物競りあつせん業者に係る表示）

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

（認定古物競りあつせん業者に係る変更の届出）

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

（認定古物競りあつせん業者に係る表示）

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

競りあつせん業者」という。は、業務を行ふ役員を新たに選任したときは、当該役員に係る第十九条の四第四項第二号に掲げる書類を法第十三条の二第二項の規定により提出する届出書に添付しなければならない。

認定古物競りあつせん業者は、第十九条の四第四項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

前項の届出書の様式は、別記様式第十六号の四とのおりとする。

第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更の日から十四日以内に、一通の届出書を提出しなければならない。

第二項の届出書には、変更後の事項を記載した第十九条の四第四項第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

(認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)

第十九条の十 公安委員会は、認定古物競りあつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により法第二十一条の五第一項の認定を受けたとき。

二 第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十九条の六各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

四 法第二十二条の五第三項の規定に違反し、又はその認定に係る古物競りあつせん業に関し他の法令の規定に違反したとき。

五 法第二十二条の七の規定による命令に違反したとき。

公安委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報により公示しなければならない。

(外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 法第二十二条の六第一項の認定を受けようとする外國古物競りあつせん業者は、連絡担当者の住所又は居所を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業の本拠となる事務所その他の事務所の名称及び所在地

三 法人あつては、その役員の氏名及び住所

四 営業を示すものとして使用する名称

五 あつせんの相手方から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金額に係る自動公衆送信の送信元識別符号

六 営業を開始した日

七 連絡担当者の氏名及び住所又は居所

八 前項の認定申請書の様式は、別記様式第十六号の五のとおりとする。

九 第一項の規定により認定申請書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

十 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類添付しなければならない。

十一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

十二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

十三 最近五年間の略歴を記載した書面

十四 次条において準用する第十九条の第五第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十五 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

十六 定款及び登記事項証明書に相当する書類

十七 業務を行う役員に係る前号に掲げる書類

十八 あつせんの相手方から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金額に係る自動公衆送信の送信元識別符号を使用する権限のあることを疎明する資料

十九 業務の実施の方法が第十九条の六に規定する基準に適合することを説明した書類

(準用)

二十 第十九条の十二 第十九条の五及び第十九条の七の規定は法第二十二条の六第一項の認定について、第十九条の八の規定は当該認定を受けた外国古物競りあつせん業者(以下「認定外国古物競りあつせん業者」という。)について準用する。この場合において、第十九条の八第一項中「法第二十二条の五第二項」とあるのは、「法第二十二条の六第二項において準用する法第二十二条の五第二項」と読み替えるものとする。

二十一 認定外国古物競りあつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、公表の届出

安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして連絡担当者の住所又は居所を変更したときは、変更後の連絡担当者の住所又は居所を管轄する公安委員会）に、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 その認定に係る古物競りあつせん業を廃止したとき。廃止年月日及びその旨

二 第十九条の十一第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき。当該変更に係る変更年月日及び変更事項

三 第十九条の十一第四項第四号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたとき。当該変更に係る変更年月日及び変更事項

四 第十九条の十一第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合の届出書の様式は、その認定に係る古物競りあつせん業を廃止した場合の届出に係る届出書にあっては別記様式第十六号の六、第十九条の十一第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合の届出に係る届出書にあっては別記様式第十六号の七、同条第四項第四号に掲げる書類に記載した事項に変更があつた場合の届出に係る届出書にあっては別記様式第十六号の八のとおりとする。

五 第一項の規定により届出書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。

六 第十九条の十一第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合の届出に係る届出書には、同条第四項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を、同項第四号に掲げる書類に記載した事項に変更があつた場合の届出に係る届出書には、変更後の事項を記載した同号に掲げる書類を添付しなければならない。（認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し）

第七十九条の十四 公安委員会は、認定外国古物競りあつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により法第二十一条の第六第一項の認定を受けたとき。

二 第十九条の十一において準用する第十九条の第五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十九条の六各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

四 警察本部長等が法第二十二条第四項において準用する同条第三項の規定により認定外國

2 古物競りあつせん業者から報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

第三十九条の十五 法第二十一条の七の規定による命令は、別記様式第十六号の九の競りの中止命令書により行うものとする。

(証票) 第二十一条 法第二十二条第二項に規定する証票の様式は、別記様式第十六号の十のとおりとする。

(国家公安委員会規則で定める者)

第二十一条 法第二十六条の国家公安委員会規則で定める者は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあつせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務(以下「回答業務」という。)を適正かつ確実に実施することができるものとしてして、第二十三条の承認を受けた法人その他の団体(以下「盗品売買等防止団体」という。)とする。

(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)

第二十二条 次条の承認を受けようとする法人その他の団体は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 回答業務を実施する事務所の名称及び所在地

三 前項の承認申請書の様式は、別記様式第十六号の十一のとおりとする。

四 第一項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに相当する書類(以下「定款等」という。)

二 役員に係る最近五年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し

三 役員に係る次条第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度(事業年度の定めのない法人その他の団体に

あつては、申請の日から二年間)における回答業務に関する事業計画書及び収支予算書及び使用に関する規程(以下「情報管理規程」という。)

六 回答業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)

七 回答業務に関して知り得た情報の適正な管理及び使用に関する規程(以下「情報管理規程」という。)

八 業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 回答業務の実施の方法に関する事項

二 回答業務を利用する者の範囲に関する事項

三 回答業務を実施する時間及び休日に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、回答業務の実施に関する必要な事項

五 情報管理規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 回答業務に関するして知り得た情報の適正な管理及び使用に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 回答業務に関するして知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者の指定に関する事項

三 回答業務に関するして知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及び損を防止するための措置に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、回答業務に関するして知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な措置に関する事項

(盜品販賣等防止団体に係る承認)

第二十三条 公安委員会は、前条第一項の規定による承認申請書の提出があつた場合において、その申請に係る法人その他の団体が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 定款等において回答業務を実施する旨の定めがあること。

二 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 法第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者

ロ 精神機能の障害により回答業務を適正に実施するに當たつて必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 回答業務を適正かつ確実に実施するために必要な業務規程及び情報管理規程が定められ正在のこと。

四 前各号に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものであること。

第二十四条 公安委員会は、前条の承認をしたときは、書面をもつて、申請者にその旨を通知するとともに、その旨を官報により公示しなければならない。
(盜品売買等防止団体に係る名称等の変更の届出)

第二十五条 盗品売買等防止団体は、第二十二条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする年月日及び変更しようとする事項を記載した変更届出書を公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして回答業務の本拠となる事務所を変更したときは、変更後の回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会)に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書の様式は、別記様式第十六号の十二のとおりとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による変更届出書の提出があつたときは、変更しようとする年月日及び変更しようとする事項を官報により公示しなければならない。

4 盗品売買等防止団体は、第二十二条第三項第五項に変更があつたときは、当該変更の日から十四日以内に、変更後の事項を記載した書類を公安委員会に提出しなければならない。

5 盗品売買等防止団体は、業務規程又は情報管理制度規程を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会の認可を受けなければならぬい。

(盜品売買等防止団体に係る事業報告等)

第二十六条 盗品売買等防止団体は、第二十三条の承認を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度(事業年度の定めのない盜品売買等防止団体にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十日まで。以下同じ。)の開始前に、翌事業年度における回答業務に関する事業計画書及び収支予算書を公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滋品売買等防止団体は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、前事業年度における回答業務に関する事業報告書及び收支計算書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、滋品売買等防止団体の回答業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、滋品売買等防止団体に対し、回答業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(滋品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告)

第二十七条 公安委員会は、滋品売買等防止団体がこの規則の規定に違反したとき、又は滋品売買等防止団体の回答業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、滋品売買等防止団体に対し、その是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(回答業務の廃止の届出)

第二十八条 滋品売買等防止団体は、回答業務を廃止しようとするときは、廃止の理由及び時期を記載した廃止届出書を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の廃止届出書の様式は、別記様式第十六号の十三とのおりとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による廃止届出書の提出があつたときは、その旨を官報により公示しなければならない。

(滋品売買等防止団体に係る承認の取消し)

第二十九条 公安委員会は、滋品売買等防止団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十三条の承認を受けたとき。

二 第二十三条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 公安委員会が第二十六条第三項の規定により滋品売買等防止団体から報告又は資料の提出を求めた場合において、その報告若しくは資料の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出がされたとき。

四 第二十七条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

2 公安委員会は、前項の規定により滋品売買等防止団体の承認を取り消したときは、その旨を官報により公示しなければならない。

(滋品売買等防止団体に対し提供を行う情報)

第三十条 公安委員会が法第二十六条の規定により滋品売買等防止団体に対し提供を行う情報

る者（以下「みなし新法許可者」という。）であつて、改正法の施行により新たに法第十三条第一項の管理者を選任しなければならないこととなつたものは、この規則の施行後速やかに新たに選任した管理者に係る営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、当該営業所又は古物市場の名称及び所在地並びに当該管理者の氏名及び住所を公安委員会に届け出なければならない。
（新たに古物に含まれることとなる物に係る営業に係る届出）
第三条 改正法附則第三条第二項の規定により公安委員会に届出をする場合には、改正法附則第二条に規定する営業に係る営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第十七号の営業所等届出書を提出しなければならない。
（新許可証の交付の申請）
第四条 改正法附則第四条第二項の規定により公安委員会に法第五条第二項の許可証の交付の申請（以下「新許可証の交付の申請」という。）をしようとする者は、当該公安委員会の管轄区域内外に有する営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第十八号の新許可証交付申請書を提出しなければならない。
（旧法附則第四条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、別記様式第十九号の旧許可証一覧表とする。）
（旧法の規定によりした行為に関する経過措置）
第五条 改正法による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第二十四条第一項又は第二項の規定により公安委員会がした許可の取消し（「一」の公安委員会の管轄区域内に二以上の営業所又は二以上の市場を有する古物商又は市場主に対し、当該営業所又は市場のうち一部の営業所又は市場のみについて旧法第二十四条第一項又は第二項の規定により当該公安委員会がした許可の取消しを除く。）は、法第二十四条の規定により公安委員会がした許可の取消しとみなす。

第七条 みなし新法許可者について、この規則の施行の際現にその従業者が旧法第八条第二項において準用する同条第一項の規定による許可を受けているものについては、この規則の施行の日から六月を経過する日までの間は、当該許可に係る旧規則別記様式第三号の古物行商許可証は、当該従業者に係る別記様式第十二号の行商従業者証とみなす。

(標識に関する経過措置)

第八条 みなし新法許可者については、当分の間(その者が改正法附則第四条第三項の規定により法第五条第二項の規定による許可証の交付を受けた場合には、当該交付を受けた日までの間)旧規則別記様式第五号から第七号までの表示札は、別記様式第十三号及び別記様式第十四号の標識とみなす。

(みなし新法許可者に係る経由警察署長に関するみなし規定等)

第九条 みなし新法許可者であつて新許可証の交付の申請をしていないものがこの規則の施行後最初にする本則の規定による申請等(第四条第一項の規定による再交付申請書の提出若しくは同条第二項の規定による許可証の書換えの申請又は法第七条第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出をいう。以下この条において同じ。)又は法第八条第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納は、第四条第三項、第五条第三項又は第七条第一項若しくは第二項の規定にかかるらず、当該みなし新法許可者が有する営業所又は古物市場(二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する場合にあつては、そのいずれか一の営業所又は古物市場)の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。

みなし新法許可者であつて次の各号に掲げるるものについては、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由した警察署長とみなして第四条第三項、第五条第三項本文、第七条及び第九条第一項の規定を適用する。

新許可証の交付の申請をしていない者であつて、前項の規定により本則の規定による申請等をし新法許可者が既に本則の規定による申請等をし請等をしたもの 前項の規定により経由した警察署長

二 新許可証の交付の申請をした者 当該新許可証の交付の申請の際に経由した警察署長

三 新許可証の交付の申請をしようとするみなし新法許可者が既に本則の規定による申請等をし請等をしたもの 前項の規定により経由した警察署長

る不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

(以下「新規則」という。) 第十七条第一項の規定にかかるはず、なおこれを使用することができる。

古物営業法第二十二条第二項の規定により警察官が携帯し又は提示する証票については、当分の間、公安委員会は、新規則第二十条の規定にかかるらず、都道府県公安委員会規則を定め、警察法（昭和二十九年法律第百六十一号）第六十八条第二項の規定に基づき当該警察官が

附 則（平成一六年一〇月二八日国家公
安委員会規則第一七号）
この規則は、平成十七年一月一日から施行す
る。

附 則（平成一六年一二月二七日国家公
安委員会規則第二四号）
この規則は、金融機関等による顧客等の本人
確認等に関する法律の一部を改正する法律の施
行の日（平成十六年十二月三十日）から施行す

附 則（平成一六年一二月二八日国家公
安委員会規則第一七号）
この規則は、平成十七年一月一日から施行す
る。

附 則（平成一七年三月四日国家公安委
員会規則第二号）
この規則は、不動産登記法の施行の日（平成
十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一九年九月二五日国家公安
委員会規則第二号）
(施行期日)
この規則は、郵政民営化法（平成十七年法律
第九十七号）の施行の日（平成十九年十月一
日）から施行する。

附 則（平成二〇年八月一日国家公安委
員会規則第一六号）
この規則は、一般社団法人及び一般財團法人
に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一
日）から施行する。

附 則（平成二三年二月九日国家公安委
員会規則第二号）
この規則は、平成二十三年四月一日から施行
する。

附 則（平成二四年三月一六日国家公安
委員会規則第一号）
この規則は、民法等の一部を改正する法律の
施行の日（平成二十四年四月一日）から施行す
る。

附 則（平成二四年六月一八日国家公安
委員会規則第七号）
(施行期日)
この規則は、出入国管理及び難民認定法
及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を
離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一
部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七
十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）
から施行する。
(経過措置)

第二条 この規則の施行の日前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

附 則 (平成二八年五月一一日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二十四日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年九月一四日国家公安委員会規則第一四号)抄

(施行期日)

委員会規則第一四号)抄

1 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成三十一年十月二十四日)から施行する。

2 (改正法附則第二条第一項の規定による届出)

改正法附則第二条第一項の規定により都道府県公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所(営業所のない者にあっては、住所又は居所をいう。)又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

別記様式
(附則第二項関係)

古物営業法の一部を改正する法律(平成三十一年四月一日)附則第一項の規定により主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長への届出書を提出することとする。	
年月日	
届出者(氏名又は名称)	
許可の種別	
1. 古物商 2. 古物中古生	
許可登録番号	
年月日	
届け出る者(氏名又は名称)	
主たる営業所又は古物市場	
1. 許可済みあり 2. 実施なし 3. 古物市場	
住所	
電話() -	
別記欄	
(注)以上記入と同一に記入せよ。記入を要しない。記入せよ。	
電話() -	

その他の営業所又は古物市場	
主たる営業所又は古物市場	
1. 古物商 2. 古物中古生	
許可登録番号	
年月日	
届け出る者(氏名又は名称)	
主たる営業所又は古物市場	
1. 許可済みあり 2. 実施なし 3. 古物市場	
住所	
電話() -	
別記欄	
(注)以上記入と同一に記入せよ。記入を要しない。記入せよ。	
電話() -	

附 則 (令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

(施行期日)

この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する法律施行規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力放逐運動推進センターに関する規則、暴力放逐運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、講習等に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する規則、インターネット異性紹介事業を利用し児童を誘引する行為の規制等に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

（経過措置）

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一二月一三日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
附 則（令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号）抄

する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する

行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事會決議第千二百六十七号等を踏まえ我が國が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施

規則、獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施

助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する

附 則（令和二年一月一四日國家公安委員會規則第一號）

附 則（令和二年一月二十四日国家公安委員会規則第一号）
（施行期日）

旧法第三条、新法第三条の規定による許可の申請
の規定に現に公安委員会から旧法第三条第二項

別記様式第2号
(附則第2条関係)

旧法第三新法第三条の規定による許可の申請
の規定に現に公安委員会から旧法第三条第一項
による許可の規定による許可を受けている場合に
あつては、法第七条第一項の規定によ
る届出書の提出)

別記様式第1号
(附則第2条関係)

5 市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出なければならない。
前項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第三号の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

4 前項の規定により旧法第三条第一項又は第二項の規定による許可の申請が新法第三条の規定による許可の申請とみなされる場合、当該許可の申請を行った者は、改正法の施行後遅滞なく、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所又は古物市場に之の届け出を以て、一切の取扱いの停止を命ぜられ

附 貝（令和五年五月一日）國家公安部委員會規則第九號

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

附則（令和五年五月三日國家公安委員會規則第一二四號）

この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附則（令和五年七月一日國家公安局規則第二十二號）抄

貢金規則第一二四

二の規則は、令和五年七月十三日から施

第一回の邦貿は、今和三五年一月二十三日が行する。

第一条 二の規則は、デジタル社会の形成を図る

第一項 この法律に定めるものの施行を要するための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中古物営業施行規則第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附錄（令和六年二月一日國家公安局頒佈）
會規則第三號

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

(施行期)

別記様式第1号（第1条の3関係）

別記様式第2号（第3条関係）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格M4とすること。

参考書

1. 実践書は、緑色又は黒色の表、レザーブ又是ビニール製とし、全文文字は黒とする。
2. 用紙の白紙の部分の下の折目が用紙内側の折り目と一致するように部分に黒帯の白紙の部分をはり付ける。
3. 図示の表示の卓位置は、セシメントホールドとする。
4. 実践書手帳の販売品目を括り扱う者の許可證について、「古物」とあるのは、「実践書手帳の販賣」である。
5. 「黙動書」、略称の「印」は、公文書等には捺印要務の印とする。

別記様式第3号（第3条関係）

販賣形式別印記(第3項各款)	
(販賣內容)	
諸 事 項 目 名 稱 及 其 數 量 或 金 額 等 項 目 列 於 本 票 據 上 者 即 為 販 賣 內 容 之 所 謂	
(日期)	
(簽章)	

備考

- 1 紙幣は、緑色又は黒色の表、レーダー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとする。
- 2 両紙の白紙の部分下に下り目が貴紙内側の折り目と一致するように貴紙内側の部分に両紙の白紙の部分をはり付ける。
- 3 団中の表の表の表は、セルフメールとする。
- 4 第2章第1号の郵便局は、セルフメールを手取る者の可認については、「古物市場許可証」とあるところ、「実地市場許可証」とする。
- 5 「運動事務」欄の印は、公文書上記印は署名者長の印とする。

別記様式第4号（第4条関係）

西日本連絡会	
古文書実業部各係の規定により許可の書交付を申します。 年 月 日	
公文書会 請 指者の氏名は本名及び所	
内 司 の 領 域 1. 六鶴町 2. 古市中郷主	
外 司 の 領 域 3. 古市上郷主 (山形郡)	
大 名 文 件 名 称 年 月 日	
住 所 文 件 年 月 日	
住 所 文 件 電話() —————	
例 1. 山形郡古市 2. 古市上郷主	
例 1. 古市上郷主 2. 古市中郷主	
例 1. 古市上郷主 2. 古市中郷主	
行使手段をどちらかお選び下さい。 1. 申す 2. しない	
請 文 件 申 請 球 山	
本件は、新規申請の場合は、横書きで記入して下さい。既存の場合は、印字して下さい。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格M1とすること。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

別記様式第7号
別記様式第8号 削除
(第7条関係)

別記様式第9号(第7条関係)

回 請 業 告 白	
古物営業法第9条の規定により競り買取の届出をします。	
年 月 日	提出者の氏名又は本名及び住所
公安委員会 総務課	
届け出者名	
届け出年月日	
ふりがな	
性 名	
送 理 由 の 年 月 日	
1. 古物を競りました。 2. 古物の取り扱いに問題がございました。	
届 納 理 由	
1. 送り受けた古物を競りました。又は譲渡しました。 2. 古物の交付を受けた者が死亡しました。 3. 古物の引取の受け手が法人の場合は、法人の名前を記入して譲り受けました。	
記載要項	
1. 不要の文字は、横線で消すこと。 2. 数字を付した場合は、該当する数字をつけて置うこと。	

備考：用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

別記様式第10号 (第8条関係)

別記様式第10号(第8条関係)

競り売却届出書	
古物営業法第10条第1項の規定により競り売却の届出をします。	
年 月 日	提出者の氏名又は本名及び住所
公安委員会 総務課	
届け出者名	
届け出年月日	
ふりがな	
性 名	
日	時
日	時

備考：用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

別記様式第10号の2 (第8条関係)

別記様式第10号の2(第8条関係)

競り売却届出書	
古物営業法第10条第3項の規定により競り売却の届出をします。	
年 月 日	提出者の氏名又は本名及び住所
公安委員会 総務課	
届け出者名	
届け出年月日	
ふりがな	
性 名	
公 告 文 稿 別 附 件	
□	
日	時
日	時

記載要項

- 送付文稿別件中の英字は、点頭を参考にして、長字で記入すること。
- 送付文稿別件中のうちも記載されやすいものは、適宜ふりがなをすること。

備考：用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

別記様式第11号 削除
別記様式第11号の2（第9条の2関係）

別紙第10(1)号の(2)項の(2)(B)																						
-0-02-																						
古賀義典あきよし 営業課開拓係担当者																						
古賀義典は9条の(2)項の規定により届け出をします。																						
年 月 日																						
公会議員会 委																						
届出者の氏名又は本名及び性別																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">姓</td> <td style="width: 10%;">名</td> <td style="width: 10%;">性別</td> <td style="width: 10%;">電話() -</td> <td style="width: 10%;">—</td> <td style="width: 10%;">備</td> </tr> <tr> <td>古 賀</td> <td>義 典</td> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>		姓	名	性別	電話() -	—	備	古 賀	義 典	男				姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄								
姓	名	性別	電話() -	—	備																	
古 賀	義 典	男																				
姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種</td> <td style="width: 10%;">別</td> <td style="width: 10%;">代號</td> <td style="width: 10%;">工</td> <td style="width: 10%;">役</td> <td style="width: 10%;">員</td> <td style="width: 10%;">備</td> </tr> <tr> <td>古 賀</td> <td>義 典</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> </table>		種	別	代號	工	役	員	備	古 賀	義 典						姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄						
種	別	代號	工	役	員	備																
古 賀	義 典																					
姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種</td> <td style="width: 10%;">別</td> <td style="width: 10%;">事項の本筋となる事務用</td> <td style="width: 10%;">上</td> <td style="width: 10%;">その他の事務用</td> <td style="width: 10%;">下</td> </tr> <tr> <td>古 賀</td> <td>義 典</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> </table>		種	別	事項の本筋となる事務用	上	その他の事務用	下	古 賀	義 典					姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄								
種	別	事項の本筋となる事務用	上	その他の事務用	下																	
古 賀	義 典																					
姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種</td> <td style="width: 10%;">別</td> <td style="width: 10%;">事項の本筋となる事務用</td> <td style="width: 10%;">上</td> <td style="width: 10%;">その他の事務用</td> <td style="width: 10%;">下</td> </tr> <tr> <td>古 賀</td> <td>義 典</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> </table>		種	別	事項の本筋となる事務用	上	その他の事務用	下	古 賀	義 典					姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄								
種	別	事項の本筋となる事務用	上	その他の事務用	下																	
古 賀	義 典																					
姓 氏 又 は 本 名 と 性 別 の 記 入 欄																						
連絡() —																						

記入範囲

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲む
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして
- 3 送信元識別符号のうち誤認されやすいものは、
4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載

別記様式第11号の3（第9条の3関係）

備考 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

別記様式第11号の4（第9条の3関係）

名前	（ふりがな）
性別	男
年齢	歳
誕生日	西暦(西暦) 年 月 日
出生地	（ふくしのち）
学年	年
学年を示すもの	（ひやくをしすもの）
登録料金	
登録料金を支払う場合は、記載を要しない。）	
年	月
年	月

登録料に係る支払事項

名前	（ふりがな）
性別	男
年齢	歳
誕生日	西暦(西暦) 年 月 日
出生地	（ふくしのち）
学年	年
学年を示すもの	（ひやくをしすもの）
登録料金	
登録料金を支払う場合は、記載を要しない。）	
年	月
年	月

登録料に係る支払事項

名前	（ふりがな）
性別	男
年齢	歳
誕生日	西暦(西暦) 年 月 日
出生地	（ふくしのち）
学年	年
学年を示すもの	（ひやくをしすもの）
登録料金	
登録料金を支払う場合は、記載を要しない。）	
年	月
年	月

登録料に係る支払事項

登録料金	（ひよこう）
登録料金を支払う場合は、記載を要しない。）	
年	月
年	月

登録料に係る支払事項

名前	（ふりがな）
性別	男
年齢	歳
誕生日	西暦(西暦) 年 月 日
出生地	（ふくしのち）
学年	年
学年を示すもの	（ひやくをしすもの）
登録料金	
登録料金を支払う場合は、記載を要しない。）	
年	月
年	月

登録料に係る支払事項

登録料金	（ひよこう）
登録料金を支払う場合は、記載を要しない。）	
年	月
年	月

登録料に係る支払事項

別記様式第14号（第11条関係）

別記様式第14号の2（第14条の2関係）

別記様式第15号（第17条関係）

別記様式第16号（第17条関係）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考書

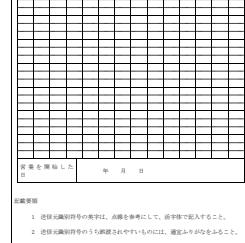
- 「入門」の「区画」欄には受け又は承認の別を記載し、「私出」の「区画」欄には交換、委任が基く表記し又は選択の小欄を設けること。
- 「法務用語解説」の「登記」欄には、登記の種類を記載すること。
- 3種類の登記は、原則として登記簿上に、上級登記、抵押登記の名前入り、チヨウ番、何番地等記載され、次第に後づけたものと。特例においては、自動登記によっては自動登記簿に記載され、又は記録された自動登記番号又は番号番、番号等及び所有者の氏名等が登記等の必要な項目を記載すること。
- 4種に使用している用語は、区分・区分、氏名、登記番号等が記載してある欄については、氏名以外の事項で異なるものの登記を、省略することができる。

参考

- 「品目」側は、一品ごとに記載する記述とし、同様には、例えば、「該チサード広三つぞうり」、「金剛輪持」、「萬葉抄本作」のように、品目を記載することと、ただし、同じ類似の形態で、同様にいくつもあって、記述することができる。
- 「寺號」側は、例えば、衣冠などであっては、シングル、ダブルの名をもつて、チャヨッキ、ねじ花色器、ビズン、後波ふちなどである。特に之については「メダガ、何型、何文、文様、集あるいは」とよく記述し、自動車においては車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名等が必須の項目を記載すること。

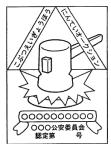
別記様式第16号の2（第19条の4関係）

別刷表式16号(72)第19条の添付類																										
その1 古賀職セカイケン著者認定申請書																										
古賀著者登録21条(5)第1項の規定により認定を申請します。																										
年 月 日																										
文部省委員会 総																										
申請者の氏名又は名前及び住所																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ふりがな</td> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 10%;">姓</td> <td style="width: 10%;">名</td> <td style="width: 10%;">性別</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>古賀 職</td> <td>古賀</td> <td>職</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>筆者</td> <td>筆者</td> <td>筆者</td> <td>筆者</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>記入にあつてある 他の著者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>著者登録の上より 提出する本件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		ふりがな	氏名	姓	名	性別	ふりがな	古賀 職	古賀	職	男	ふりがな	筆者	筆者	筆者	筆者	ふりがな	記入にあつてある 他の著者の氏名				ふりがな	著者登録の上より 提出する本件			
ふりがな	氏名	姓	名	性別																						
ふりがな	古賀 職	古賀	職	男																						
ふりがな	筆者	筆者	筆者	筆者																						
ふりがな	記入にあつてある 他の著者の氏名																									
ふりがな	著者登録の上より 提出する本件																									
申請書提出日																										
年 月 日																										



1 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、新字体で記入すること。
2 送信元識別符号のうち源記されやすいものには、適宜ふりがなをふること。

別記様式第16号の3（第19条の8関係）



別記様式第16号の4（第19条の9関係）

別記様式第16号の5（第19条の11関係）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号の6（第19条の13関係）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号の7（第19条の13関係）

備考 用紙の大きさは、日本画用規格Mとすること。

別記様式第16号の8（第19条の13関係）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号の9（第19条の15関係）

別刷種式16号(79頁)(第19号)(12面區)		備考
解り易い中止命令書		
年月日		
規		
警報未接続 警報登録失敗		
古物実業法第1条の規定により次のとおり解り易い中止を命ずる。		
命令を受ける者 受け取る者	届け出人 又は被相手 氏名 又は会社名	
	解り易い中止 シート	

備考

備考 因数の質との単位は、ミクストルとする。

販売実績(月別)(1)(第2回目)	
商品販賣実績(月別)は各項目の欄に記入により記入せよ。	
年 月 日	
会員登録会員	
申請者の氏名又は名称及び住所	
(ふりがな) 名 前	
(ふりがな) 姓 氏	
(ふりがな) 代 表 者 の 姓 名	
(ふりがな) 事 業 名 稱	電話() — — —
(ふりがな) 社 會 名 稱	(注)会員登録場合は、影響を受しない
(ふりがな) 地 址 名 稱	電話() — — —

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取印(第16号の1)(第2名捺印)													
主な会員 笑　更　基　出　書													
古物販賣法施行規則第22条第1項の規定により提出をします。													
年　月　日													
公会議員会 委													
届出者の氏名又は本名及び住所													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">（ふりがな）</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>名　　姓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住　　所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">電話（　）—　番</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">（ふりがな）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代　表　者　の　氏　名</td> </tr> </table>		（ふりがな）		名　　姓		住　　所		電話（　）—　番		（ふりがな）		代　表　者　の　氏　名	
（ふりがな）													
名　　姓													
住　　所													
電話（　）—　番													
（ふりがな）													
代　表　者　の　氏　名													
笑　更　多　項													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支　帳　年　月　日</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">（ふりがな）</td> </tr> <tr> <td>名　　姓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住　　所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">電話（　）—　番</td> </tr> </table>		支　帳　年　月　日		（ふりがな）		名　　姓		住　　所		電話（　）—　番			
支　帳　年　月　日													
（ふりがな）													
名　　姓													
住　　所													
電話（　）—　番													

第十一章 财务管理

國　土　國　民　事																			
古物資本法施行規則第26条第1項の規定により提出をします。																			
年　月　日																			
公安委員会　署																			
提出者の氏名又は名稱及び住所																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(ふりがな)</td><td style="width: 95%;"></td></tr> <tr><td>(　　)</td><td>外</td></tr> <tr><td>姓</td><td>名</td></tr> <tr><td>(ふりがな)</td><td>電話(　) - 一 番</td></tr> <tr><td colspan="2">代表者の氏名</td></tr> <tr><td>姓</td><td>名</td></tr> <tr><td>姓</td><td>名</td></tr> <tr><td>姓</td><td>名</td></tr> <tr><td>姓</td><td>名</td></tr> </table>		(ふりがな)		(　　)	外	姓	名	(ふりがな)	電話(　) - 一 番	代表者の氏名		姓	名	姓	名	姓	名	姓	名
(ふりがな)																			
(　　)	外																		
姓	名																		
(ふりがな)	電話(　) - 一 番																		
代表者の氏名																			
姓	名																		
姓	名																		
姓	名																		
姓	名																		
記載要領 添付の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のと、これを添付すること。																			
備考　用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。																			